

総務委員会会議録

平成23年12月15日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 12:10

案 件

1. 議案第83号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)
2. 議案第87号 平成23年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)
3. 議案第97号 飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市情報公開条例の一部を改正する条例
4. 議案第100号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例
5. 議案第101号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例
6. 議案第111号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
7. 議案第112号 財産の譲渡(楽市自治公民館敷地)
8. 議案第113号 財産の譲渡(久保白自治公民館敷地)
9. 議案第114号 財産の譲渡(見田自治公民館敷地)
10. 議案第115号 財産の譲渡(高田自治公民館敷地)
11. 議案第116号 財産の譲渡(舍利蔵自治公民館敷地)
12. 議案第117号 財産の譲渡(津原自治公民館敷地)
13. 議案第118号 財産の譲渡(安恒自治公民館敷地)

【 報告事項 】

1. 平成24年度コミュニティバス運行計画(案)について (総合政策課)
2. 飯塚市中心市街地活性化基本計画(案)について (中心市街地活性化推進課)
3. 庁舎問題検討委員会中間報告について (総務課)
4. 平成23年度飯塚市職員採用試験合格者の決定について (人事課)
5. 損害賠償等請求住民訴訟、住民訴訟控訴事件の報告について (管財課)

委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「議案第83号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

財政課長

議案第83号につきましては、別に配布いたしております補正予算資料によりご説明させていただきます。予算資料の1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、一般会計の既定の予算額に、表の一番上の段になりますが、5億1504万2千円を追加しており、表の下に記載しておりますように、主に本年度前期の実績に基づいた経費の見直しと、今後の所要額を見込んで補正するものでございます。

次の2ページ以降に主な補正予算の概要について記載をいたしております。科目名称の左側には予算書のページを記載しておりますのでご参照いただきたいと思います。まず、歳入の市税総額につきましては、2億1517万4千円を追加いたしておりますが、これは主に市たばこ税について平成22年10月の税率改正による本数減少の影響が当初見込みほど大きくなかったことによるものであります。地方交付税の普通交付税は、交付額の確定により4億7372万1千円を増額するものでございます。なお、説明書きにも記載しておりますように、臨時財政対策債を含めた実質的な交付税総額の増加額は2億8950万円となっております。

同じく特別交付税は、東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償共済基金負担金追加掛金分などの経費について9月に特例交付されたもののみを追加補正するものでございます。分担金及び負担金の欄でございますが、公私立保育所の保護者負担金について、入所者数の増減を見込んで補正いたしております。国庫支出金および県支出金は、補助対象事業費の増減等に伴う補正額を計上いたしております。このうち国庫支出金の生活保護負担金および県支出金の農業施設災害復旧費補助金の追加につきましては、平成22年度分の精算に係るもので、この2件の補正額合わせますと約3億8400万円になりますが、歳入増加の要因となっています。

3ページをお願いいたします。繰入金では、財政調整基金につきましては、今回の補正で市税、普通交付税および前年度繰越金の増額等が見込まれるため、全額減額して取崩しを行わないこととしております。同じく減債基金につきましても災害援護資金償還分を除いた全額を財源調整により減額するもので、合わせますと約4億4700万円の減額をいたしております。その下の前年度繰越金でございますが、約6億9000万円を追加いたしております。この繰越額が大きくなった主な要因といたしましては、平成22年度の特別交付税が予算計上額を大幅に上回って交付されたことなどによる前年度決算上の剰余金であります。この前年度繰越金は、昨年一昨年と大雨による災害復旧費の補正予算編成の際に一般財源として追加計上しておりましたが、今年度は幸い大きな災害もなく12月補正に追加することができ、歳入が増加した要因となっております。諸収入でございますが、黒岩・堤田線道路新設事業に対しまして産炭地域活性化基金助成金の交付決定があったため計上をいたしております。市債につきましては、今回計上いたしております起債対象事業費の追加および変更に伴い補正するもので、起債の欄の一番下になりますが、臨時財政対策債、これは普通交付税から赤字地方債への振替え分でございますが、これにつきましては額が確定したことにより減額の補正をいたしております。

次に、歳出についてご説明いたします。職員人件費につきましては、退職者の増などにより次の4ページの表に記載しておりますように、一般職で職員数が当初見込みから29人減少し、その他の増減要因と併せて一般・特別会計の合計で約3億円の減額をいたしております。歳出が減少した主な要因となっています。同じく4ページになりますが、議会費では報酬および期末手当について、議員不在期間の発生による不要額を減額いたしております。総務費の財産管理費では、財政調整基金について、財源調整として5億2039万3千円を積立てることとしております。減債基金につきましても、将来の公債費負担に備え本年度合併特例債借入予定額の30%相当分にあたります10億3700万円を積立てるものでございます。今回の補正では、市税、普通交付税のほかに前年度の決算剰余金である繰越金や前年度分補助金の精算交付など平成22年度決算による影響が主な要因となって、この両基金の積立金で約15億5700万円の財源調整を行うことができっております。これは平成28年度から逐次減額されていく普通交付税の一本算定にも備えようとするものでございます。地域振興費では、コミュニティバス運行費につきましては、平成23年度運行分の国庫補助金の増額に伴う飯塚市地域公共交通協議会への負担金等の補正と、平成24年度運行に係る準備経費として予約乗合タクシーの受付業務委託料および管理システム使用料を計上いたしております。市議会議員選挙費の減額につきましては、立候補者数が当初の見込みより少なかったことなどによるものでございます。民生費の障がい者福祉費では、障がい者自立支援給付費につきまして、前期の実績および10月から導入されました家賃助成等の新制度分を見込み、介護給付費等の増額をいたしております。

5ページをお願いいたします。児童福祉総務費の子ども医療費では、前期実績により市独自助成分を含め増額をいたしております。児童措置費の子ども手当につきましては、9月までの実績による支給対象者数の見直しと10月以降の制度改正による支給額の変更等により、減額補正するものでございます。生活保護総務費では、就労意欲喚起等事業費として施設等での各種作業経験による就労意欲を喚起するための事業を実施しようとするもので、委託料等を計上

いたしております。生活保護扶助費では、前期実績により生活扶助費および医療扶助費について増減の補正をいたしております。衛生費の予防費では、予防接種委託料について子宮頸がんワクチン接種率の増などにより追加するものでございます。上水道費での水道事業会計補助金の減額は、合併事業に対する一般会計出資分の減によるものであります。ごみ処理費では清掃工場費の燃料費についてコークス単価が低下したこと、および電気・機械設備等更新委託料の契約額確定により減額するものでございます。農林水産業費の農業振興費では、有害鳥獣駆除対策事業費補助金について駆除単価の減額見直しを行いました。捕獲頭数の大幅な増加が見込まれるため、増額の補正をいたしております。商工費の商工業振興費では、企業立地促進補助金について追加しておりますが、これは増設による投下固定資産額の増および新規常用従業員数の増によるものであります。

6 ページをお願いいたします。土木費の道路橋りょう新設改良費では、黒岩・堤田線道路新設事業費について交付金対象事業費の減により減額いたしております。住宅管理費の各所補修工事につきましては、穎田中央団地集会所屋根の老朽化による補修を行うものでございます。消防費の常備消防費では、飯塚地区消防組合負担金の算定基礎としています普通交付税の確定により、約4000万円を減額いたしております。非常備消防費では、消防団員等公務災害補償共済基金負担金について、東日本大震災に係る公務災害補償等への対応に伴い、本年度に限り単価の改正が行われ、追加掛金の増額補正を行うものであります。なお、この財源につきましては特別交付税による措置がされております。災害対策費では、避難活動コミュニティ育成強化事業助成金について追加計上し、自主防災組織の防災訓練実施のための防災資機材等購入経費を助成するものでございます。教育費の小学校および中学校整備費では、各小中学校の大規模改造事業および増築事業について契約額の確定により、それぞれ減額をいたしております。社会教育総務費の中学生海外研修事業費につきましては、参加者数の減により委託料等の減額をいたしております。公債費の市債利子につきましては、平成22年度債の利率および借入額の確定による減額でございます。予備費では、本年度11月初旬までに太陽光発電システム設置費補助金、東日本大震災職員派遣等に係る経費、および子ども手当の制度改正に伴うシステム変更経費等々へ3000万円強の予備費を充用し対応しましたことから、今後の不測の事態に対応するため追加をするものでございます。

7 ページをお願いいたします。繰越明許費では、水道事業会計補助金につきまして、合併事業に対する一般会計出資分の対象事業が逐次繰越となる見込みであり、赤坂地区排水路整備工事については年度内の完了が見込めないため、追加するものでございます。債務負担行為では、市民交流プラザ等平成24年度更新予定の指定管理施設3件に係る委託料について債務負担を設定し、平成24年度以降のコミュニティバス並びに予約乗合タクシーに係る運行業務経費等4件について追加いたしております。また、契約額の確定により、市誌編さん業務委託料について変更を行い、電算入力業務につきましては、国税連携システムの導入に伴い申告書入力の委託契約が不要となったため廃止するものでございます。以上で、説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

宮嶋委員

歳入のほうで28ページに基金運用収入というのがありますが、前回でしたか、いわゆる仕組債のあれが12月何日かに分るといふようなことだったと思うんですが、仕組債のことについてお尋ねします。

財政課長

仕組債につきましては、ただいま本市では米ドル建ての10億円の仕組債を2本と豪ドル建ての5億円の仕組債1本について取り組んでおりましたが、豪ドル建ての5億円につきましては本年6月に償還の条件に達しましたので全額返ってきております。米ドル建て10億円の

2本につきましては、まだ為替の関係によりまして今年度は運用収入が見込めない状況となっております。

宮嶋委員

アメリカのほうで12月の何日かに結果が分るといような方向だったと思ったんですが、入ってこなかったということですね。

委員長

他に質疑ありませんか。

宮嶋委員

38ページの減債基金積立金ですが、これは合併特例債借入予定額の30%というふうに書いてありますが、この合併特例債を借り入れする予定の費目というか、どういうものにどのくらいの借り入れを予定してあるのか教えてください。

財政課長

今回、減債基金に積み立てようとしております30%相当の分の合併特例債の借り入れ予定額でございますが、総額で今年度予算措置しております額でございますが、34億5780万円を総額で借入ようとしております。主には小中学校の大規模改造事業、それと穎田小中学校の建設事業費。それと水道事業会計の出資債、清掃工場の電気・機械設備の更新事業、消防施設あたりの分隊の車庫建て替え事業等々に活用をしておりますところでございます。

宮嶋委員

39ページ、旧愛生苑の測量委託ということですが、今どういう状況になっているのか、教えていただきたいんですが。

高齢者支援課長

現在、旧愛生苑につきましては高齢者支援課所管の普通財産として管理をしております。旧愛生苑につきましては、公有財産有効利活用等検討委員会で慎重な審議をしていただき、その中で行政財産としては再活用しないとして処分するというところの方針の決定を受けているところでございます。

宮嶋委員

現在、まだ建物が建っている状況だと思うんですが、この解体は市のほうがされるのか、上物つきで売られるのか、そのところをお願いします。

高齢者支援課長

そのことを含めまして、今後、財産管理審議会のほうにお諮りするところでございます。さきの委員会等々でご報告いたしました、建物をそのまま譲渡しますと補助金等の問題がございますので、いま九州厚生局のほうに再度念押しの確認をしているところでございます。

宮嶋委員

ということは、建物付きでするのか、もしそれがだめだということであれば市のほうでお金を出して解体をして、土地だけを売るということになるんですかね。

総務部長

いまの財産の処分についてのお話でございますけれども、過去飯塚市につきましては建物をつけたままで処分をいたしております。今回先ほど高齢者支援課長も申しましたように補助金の関係もございまして建物について解体が条件ということであれば事前に解体するのか、解体状況付きで売れるのか、そのまま付けて売れるのか、今その調整を国のほうと所管課のほうでやっておるといところでございます。それが終わり次第処分に向けて準備をするということですよ。

宮嶋委員

次に53ページの介護基盤緊急整備補助金の欄ですが、この施設にスプリンクラーをつけるということだったんですが、結局申請取り下げということになってはいますが、せっかくの補助金申請をされていて、何で取り下げられたのかお聞きしたいんですが。

介護保険課長

これにつきましては、施設のほうで老朽化に伴いまして移築の計画があるということで取下げをしております。

宮嶋委員

せっかくの補助金です。これを申請するときにはそういう話がなかったのか。例えば、ここが手を挙げなければ他のところにこの補助金が回ったんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺いかがですか。

介護保険課長

この施設につきまして申請当時と経営者が変わったというふうに聞き及んでおります。また補助金につきましてはここが取り下げたからといって、他のところに補助金が回せるようなところがあったのではないかということですが、そういうことではございませんで法律に基づいて設置義務の必要なところについてはすべて整備は整っております。

宮嶋委員

63ページ、生活保護総務費ですが、就労意欲喚起等事業ということで施設等のボランティア作業ということで組んでありますが、これの内容教えてください。

保護第1課長

この事業は被生活保護者の方で稼働能力を有する方で就労活動をしているが就労に結びつかない方、または就労しても長続きしない方等にお声をおかけいたしまして、高齢者施設または障がい者施設に出向いていただきまして、その施設の指導員の指導に従いまして一定の作業をしていただくというような事業でございます。またこの作業につきましては、概ね1日4時間程度というようなことで週1回参加していただくというようなことを想定している事業でございます。あくまでも、お声をかけるのは強制ではございません。ご本人の賛同を得て、初めてボランティアにてこの事業に参加していただければというふうに考えているところでございます。

宮嶋委員

色んな対象の方がいらっしゃると思いますが、当初どのぐらいの人数とかいうことは考えてありますか。

保護第1課長

初めての取り組みでございます。それで想定しているのは一応高齢者施設は10人程度、障がい者施設は6人程度、これはあくまでもボランティアでございますので目標数値というような形でお声を掛けさせていただければというふうに考えております。

宮嶋委員

10人、6人ということですけど期間は、1日4時間、週1回ということですけどこの方にずっと続けていただくという、年間通してとかそういうことですかね。

保護第1課長

今年度は年度当初でございますので1月ですね、1週目は厳しいですので第2週目ぐらいからこの事業を実施させていただければということで進めさせていただければというふうに考えております。それで今年度につきましては1月から3月の間ということで概ね1週間に1回ということになりますので、13日間程度になるだろうというふうに思いますが、次年度、来年度におきましてもこの事業は継続させていただければというふうに考えておるところでございます。

宮嶋委員

これは委託費になっていたんですね。どういうふうな委託をされるのか、お願いします。

保護第1課長

委託料ということで予算を組ませていただいておりますけれども、この委託料の中には一応

ボランティアで参加される方のお食事代ですね。これとお弁当を提供するという事で、1日500円程度というようなことで想定しております。それとまた参加されている方のボランティアの保険料、この保険料。若干でございますが交通費等も含んだところで委託料というような形で算定させていただいております。

宮嶋委員

委託料というんですけど、特にどこかに委託してそれを色々していただくということではないわけですね。

保護第1課長

当課の考え方といたしましては、委託というような形で高齢者施設につきましては社会福祉協議会、また障がい者施設にはNPO法人嘉飯山ネットBASARAさん等に委託をお願いできればというふうに考えているところでございます。

宮嶋委員

あくまでもボランティアですから、例えば施設に行かれてね、本当にその気がある人が行かれるならいいけれども、強要はしないということですが、かえって悪い結果が出る、相手の方ですよ、高齢者で支援を受けようとするような方に本当に介護は大変な仕事だと思っております。本当にボランティアというかそういう奉仕の精神みたいなのをきちんと本人が自覚しないと、行って何か物をこうして動かすわけじゃないから、その辺でなかなかこの運用は難しいんじゃないかなというふうに当初から思っておりましたので、ぜひそういう配慮もしていただいておりますね、これでその生きがい、お年寄りのお世話をして、こういうのが生きがいなんだというふうに思われて、ああこういう仕事でも少しでもあればやろうかなというふうになればいいなというふうには思いますが、よろしく願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

宮嶋委員

70ページの清掃工場費ですが、コークス単価の減というふうに言われておりますが、どのくらい安くなったのかをお尋ねします。

環境施設課長補佐

コークス等の燃料費の単価の減につきましては、年度ごとに増減がさまざまございます。そういった中でコークスの単価の値動きがかなりありますので、年間上半期、下半期、2回の入札に付して単価の決定をしております。そういった中で平成23年度につきましては、コークス単価が23年度上半期につきましてはトン当たり5万3340円、本年度の下半期ですけどもこれは10月以降でございますが4万3050円というふうになっております。ちなみに昨年度の平成22年度につきましては、上半期が4万7250円で下半期が5万2290円、さらに平成21年度につきましては上半期が3万1605円、下半期につきましては3万6855円、平成20年度につきましてはトン当たりでございますが6万9405円となっております。

委員長

ことしの予定金額だけ教えてください。

環境施設課長補佐

ことし平成23年度の予定価格につきましては、予算額につきましてはコークスで7693万7千円。（「単価で」という声あり）単価ですか。23年度の単価につきましては下半期で予算単価としましては下半期10月以降ではトン当たり4万3050円となっております。当初予算では5万7千円で見込んでいたものが4万3千円になりました。

宮嶋委員

ありがとうございました。単価というのはこんなに動くのかなと思いますが、ごみ袋代が

コークスが上がるからということでこの最初の6万9千円というふうな、平成20年度ですかね、言われましたが、こういう高騰した折にごみ袋の有料化が検討されて、その後この21年の3万1千円、3万6千円ということで随分下がってきて、またもう一度上がってきているということですが、この調子では今後の見込みというか来年度からどのくらいになるかという見通しとかいうものは立たないのでしょうか。

環境施設課長補佐

コークス単価の今後の見込みというのは、このコークス単価というのはいま円高基調で、さらに国際情勢の影響で値動きがあります。そういった中で、このコークスにつきましては主に中国産等に依存しておりまして、先行きが見にくいという面がございまして、今後の見込みとしましては国際情勢等々で左右されますので、なかなか長期的には見込みがしにくいというような状況でございます。

宮嶋委員

見通しが難しいということですが、ぜひですね、できましたらごみ袋値下げ、市民の希望がたくさんありますんでね、その辺を含めてぜひ検討していただきたいということを申し上げておきます。それと電気・機械設備委託料の減額ということですが、これで工事は終わったんですかね。

環境施設課長補佐

電気機械設備の委託、これは今年度工事が終わったかということでございましたでしょうか。この大規模工事につきましては平成22年度にしておりますが、年次計画的に行っておりますが、まだ続いております。24年度につきましても年次計画的に行っていく予定でございます。

宮嶋委員

これ来年度も行われるということですね。この工事が終わったら、このことでどのくらい工場が延命できるのかっていうのをちょっとお聞きしたいんです。

環境施設課長補佐

現在行っていますこの工事につきましてはまだ数年かかる予定でございますが、目処としましては平成40年度までの延命化というようなことで予定しております。

宮嶋委員

78ページ、企業立地推進補助金ですが、沢井製薬とメディサ新薬、これずっと過去にも出ていると思うんですが、過去それぞれ何回で合計でどのくらいの補助金が出されたのか、お聞きします。

産学振興課長

補助金交付の額につきましては、今ご指摘の沢井製薬九州工場と旧要綱から含めますとですね、つまり平成14年度からになりますけれども、合計で9970万9487円。それとメディサ新薬株式会社九州工場におきましては5110万円という状況でございます。

宮嶋委員

それぞれ何回に分けて行われたのか、わかりますか。

産学振興課長

沢井製薬株式会社九州工場におきましては毎年申請、そして額の確定という形でございます。それからメディサ新薬株式会社九州工場におきましては平成20年度から毎年というふうな形になっております。

宮嶋委員

このことによる雇用が今回どのくらい増えるのか、できましたら総額、総人数で、過去これだけのお金が出たところでだいたい何人の雇用が確保されたのか、お聞きします。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:41

再開 10:41

委員会を再開いたします。

産学振興課長

従業員数の総数でよろしいでしょうか。今回の補正に係りましては、失礼しました。今回の補正によりまず確定につきましては、新規従業員数の確定が当初予算から起算しまして23人の増となっております。沢井製薬株式会社九州工場におかれましては当初11人の予定でございましたけど、この新規常用従業員数が15人で確定しております。また、メディサ新薬株式会社九州工場におかれましては当初予算は未計上でありましたけど、新規常用従業員数が19人という確定でございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

宮嶋委員

83ページ、道路橋梁新設改良費、黒岩・堤田線ですが、この状況といたしますか、どうなっているのか、工事はもう終わったんですかね、その辺ちょっと聞かせてください。

土木建設課長

進捗状況と言われましたが、黒岩・堤田線道路新設工事は現在1工区を契約し執行しています。2工区も契約を完了しております。1・2工区をいま発注中でございます。

宮嶋委員

この道路が完了する予定はいつですか。

土木建設課長

この道路が完了する予定は、平成26年4月の供用開始を目指し事業を推進しておりますところでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

中身については本会議場で申し述べるということで反対とさせていただきます。

委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第83号 平成23年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:45

再開 10:46

委員会を再開いたします。

次に、「議案第87号 平成23年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人権同和政策課長

「議案第87号 平成23年度飯塚市住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明いたします。補正予算書の169ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出それぞれ483万7千円を追加し、総額をそれぞれ6005万1千円と定めるものであります。

その主な内容につきましては、172ページでご説明いたします。歳入につきましては、2款県支出金、1目住宅新築資金等補助金の18万4千円の減額につきましては、補助対象金額の精査によるものであります。また、財産収入の9万3千円の増につきましては、減債基金の運用益の増によるものです。次に、繰越金につきましては、前年度繰越が確定したことに伴い、492万8千円を補正するものです。歳出につきましては、173ページをお願いいたします。職員手当等の異動等により35万2千円を増額したものです。積立金につきましては、歳入歳出の財源調整と基金の運用に伴う積立金448万5千円を増額したものです。以上、簡単ですが、説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

宮嶋委員

現在の滞納件数金額を教えてください。

人権同和政策課長

現在の総滞納件数といたしましては207件、滞納総額といたしましては3億9483万3517円となっております。

宮嶋委員

22年度の決算額ですよね。今後、今年の状況で今後の見通しというか、どういう状況にあるか教えてください。

人権同和政策課長

今後の見通しといたしましては、滞納総件数としましては若干、減っていくという見通しをもっております。平成23年度末における総件数見込みといたしましては205件を見積もっております。滞納総額といたしましては3億9061万4083円を見込んでおります。

宮嶋委員

ここ2年不納欠損額が、昨年であれば115万円の不納欠損額が出てきていますが、今年度について、その辺の見通しはありますか。

人権同和政策課長

今後の不能欠損の見通しということでございますけれども、現在、精査をしている段階でございますので、今後不能欠損を何件行うとかいう部分については、具体的な数字についてはちょっと差し控えたいと思います。

宮嶋委員

そういうのがでないようにぜひ努力をしていただきたいと思っておりますし、滞納件数でいけば、少し減ると、2件ですかね、減るということですが滞納額としては400万円ぐらいしか減らないということになりますよね。これ本当にもっとスピードをあげてやるべきだと決算委員会でも言いましたけれども、ぜひ本腰を入れて努力をしていただきたいということを申し述べてこの質問を終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

回収がなかなか上手くいかない。本当にきちっとやってあるのかなという思いがあります。そういうことで本議案には反対の態度をとらせていただきます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第87号 平成23年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第97号 飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市情報公開条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

総務課長

「議案第97号 飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市情報公開条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明させていただきます。議案書では1ページから2ページ、新旧対照表では3ページ以降になりますが、ちょっと分りにくいので事前に配布されておりました議案概要で説明させていただきます。本件は、国の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に準じまして、「飯塚市個人情報保護条例」にかかる罰則規定において、その対象行為、対象者を国の法律に合わせて見直すものでございます。対照表に記載しておりますとおり、現行条例において、職員、指定管理事業者、受託業務従事者の秘密漏えい、不当目的使用について、現行、罰金3万円以下とされていたものを、対象行為を細分化し、正当な理由のない個人情報電子ファイルの提供にあつては、懲役2年以下又は100万円以下の罰金に。不正利益目的の個人情報の提供、盗用、及び職員の職権濫用による個人情報の収集にあつては、懲役1年以下又は50万円以下の罰金に厳罰化しようとするものでございます。続きまして、個人情報保護審議会、そこに審査会等委員と標記しておりますが、個人情報保護審議会及び個人情報保護審査会委員の秘密漏えいにあつても、同じく懲役1年以下又は50万円以下の罰金にしようとするものです。その下の改正案が空欄になっておりますが、現行の両罰規定につきましては廃止することとし、不正手段による個人情報の開示を受けたものに5万円以下の過料を科するものとしております。併せまして、「飯塚市情報公開条例」の情報公開審査会委員の秘密漏えいについても、先ほど説明しました個人情報保護審議会及び個人情報保護審査会委員と同様の罰則規定にしようとするものであります。双方とも施行日は平成24年1月1日からとしております。以上で補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第97号 飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市情報公開条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第100号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

課税課長

「議案第100号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」について補足説明をさせていただきます。議案書の17ページをお願いします。本議案は現下の経済・雇用情勢への対応と厳

しい地方財政を背景にした税制の健全化と税収確保を目的として地方税法の一部が改正されましたので、この公布に伴いまして、飯塚市税条例等の一部を改正するものであります。議案書の17ページから23ページまでに条文を掲げ、24ページから35ページまでに新旧対照表を掲げております。各条文の説明は省略させていただきまして、今回の主な改正点について説明させていただきます。はじめに、寄付金税額控除に係る適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げるもので、平成23年1月1日以後に支出した寄付金から対象とするものであります。従いまして、24年度の申告の際にこの適用をしていくということでございます。次に租税罰則の改正に伴い、市税条例に規定する個人市民税等の申告書不提出罪等の秩序犯に対する過料を改めるものでございます。現行は条例の中で3万円以下の過料というふうに規程しておりますけれども、これを地方税法の改正に伴いまして、10万円以下に引き上げるものであります。その他の改正につきましても、課税特例等の適用期限の延長及び関連する条項、文言の整備をおこなうものであります。以上、簡単でございますが補足説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

宮嶋委員

過料の問題ですが、今までその3万円の過料に該当するような人が、年間というか、どのくらいいらっしゃったんでしょうか。

課税課長

現在までの規定の中でも適用事例はございません。

宮嶋委員

それに該当する人がいなかったということ、事例は全然なかったということなんですか。申告しなかったということをした方。

課税課長

ゼロということではございませんけれども、正当な理由といえますか、相手の相談に応じてそういうふうな事態には至らなかったということでございます。

宮嶋委員

でも法律が今後こういうふうに強化されることによって、今後の対応は変わってくるということはあるですか。

課税課長

この改正を契機にということではございませんけれども、より正確な、適正な審査をいたしまして、そういうふうな不申告等々の納税義務者に対しましては、厳しく指導しながら、それでも正当な理由といえますか、そういうものが見当たらない納税者については適用していくというふうな方針であります。

宮嶋委員

今の情勢の中で所得に占める税の割合というのは本当に高いものがあります。国民健康保険税にしてもそうですけれども所得税、市県民税でもやっぱり高過ぎて払えない、こういうことを言われる方がたくさんいらっしゃる中で、それを罰則で強化してお金を払わせるというような対応になると大変なことになるんじゃないかなというふうに思いますが、その辺についていかがでしょうか。

課税課長

こういうふうに条例が改正されましたので、厳罰を適用するのかという趣旨のご質問だと思いますけれども、我々は罰を科することが仕事ではございません。そういうふうな事態にならないように、私どもも申告の指導あるいは市民の相談等々に応じていく所存でございます。やむを得ずした場合には早期に申告できない理由とか正当な理由を掲げていただいて、市のほう

に相談をしていただければ即厳罰適用というようなことにはならないのではないかとこのように思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

宮嶋委員

やはり税が重いということでは、罰則を強化するということは解決策にはならないのではないかとこのように思いますので、これについては反対とさせていただきます。

委員長

他に討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第100号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第101号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

課税課長

「議案第101号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。議案書の36ページをお願いします。本議案は、航空写真図の写しの交付に係る手数料を定めるため、飯塚市手数料条例の一部を改正するものであります。昨今、固定資産税の業務として、土地、家屋を評価する際、航空写真図を利用してありますが、近年、窓口で字図の申請時等に航空写真図の交付を求められる事例が多くなってきております。そこで、今回このような住民ニーズに応え、住民サービスの向上を図るため、航空写真図の写しの交付に係る手数料を1枚、500円と定め交付するようにいたしますのでございます。なお、字図の写しの交付、閲覧については、すでに規定している「公簿、公文書、図面等の写し」及び「公簿、公文書、図面等の閲覧」の「図面等」に含む取扱としております。このことを明確にするため、規定に追加、明記するものでございます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第101号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第111号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

総務課長

飯塚市消防団員等の公務災害補償条例の一部を改正する条例については、議案書の72ページになります。新旧対照表が73ページにありますように、本件は障害者自立支援法の改正によりまして一部定義規定が追加されましたことから、障害者自立支援法の条項が繰り下げになっております。その影響によりまして、本条例の根拠となっております「非常勤消防団員等に

係る損害賠償の基準を定める政令」におきましても、同様に条項の繰り下げが生じたことから、同政令に準じております「飯塚市消防団員等の公務災害補償条例」においても引用条項の整理を行うものでありまして、内容の変更はあっておりません。以上、簡単であります但補足説明を終わります。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第111号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第112号 財産の譲渡(楽市自治公民館敷地)」から「議案第118号 財産の譲渡(安恒自治公民館敷地)」までの7件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

管財課長。

議案書74ページから89ページ、議案第112号から第118号「財産の譲渡」について、一括してご説明いたします。まず内容についてご説明いたします。議案第112号から第118号の7案件につきましては、いずれも穂波地域の自治公民館の公民館用地について、無償譲渡することについて議会の議決を求めるものでございます。

経過についてご説明いたします。9月議会において議決いただいた天道公民館用地の無償譲渡の案件と同様でございますが、旧穂波町においては地域公民館用地の譲受け等に関する規則を昭和52年10月7日に制定しています。この規則では、52の町内会が設置する公民館類似施設の用地を町に寄附することを一定の条件のもとに適用し、申し出によりまして、町は町内会を代表するものに当該土地を無償で譲渡することとしています。この規則に基づき、各公民館より地域公民館用地が町への寄附を行っています。その後、1市4町の合併によりまして、平成18年3月に規則は廃止されましたが、経過措置を設け、「この規則の施行前になされた手続きその他の行為については、廃止前の地域公民館用地の譲受け等に関する規則は、なおその効力を有する。」としています。今回、平成23年8月29日に認可地縁団体として法人格をもった7つ自治公民館等から申出に基づきまして、財産の譲渡の提案を7案件行うものでございます。それぞれの公民館敷地の場所につきましては、議案書の次のページの位置図をご覧ください、場所の説明は省略させていただきます。なお今後につきましては、1件1件の財産の譲渡の案件としてではなく、条例の一部改正により対応していく方向で検討を進めてまいりたいと考えております。以上、簡単ではございますが、一括の説明にかえさせていただきます。

委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

宮嶋委員

旧穂波だけだと思うんですが、他のところ、あといくつぐらいあって全部こういう条例改正ということで、全部手続をされるという方向で決まっているんですか。

管財課長

全部で16カ所ございますけれども、現在この案件を含めまして8件の提案をしておるところでございますので、残りが8公民館ございます。そういったものの認可地縁団体の組織の時期もございまして、そういったまとまって出た場合についても含めまして条例改正として考え

ていく方向で今後検討していきたいということでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第112号 財産の譲渡(楽市自治公民館敷地)」から「議案第118号 財産の譲渡(安恒自治公民館敷地)」までの7件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案7件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 11:12

再開 11:19

委員会を再開いたします。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「平成24年度コミュニティバス運行計画(案)について」、報告を求めます。

総合政策課長。

平成24年度コミュニティバス運行計画案につきましてご報告いたします。11月14日の総務委員会におきましてご報告しておりました平成24年度のコミュニティバスの運行計画案につきましては、11月21日に第15回飯塚市地域公共交通協議会を開催いたしましたのでその結果につきまして配布しております資料を用いましてご報告を申し上げます。資料の1ページに概略をまとめております。1番の予約乗合タクシーの管理システムにつきましては、東京大学が開発いたしましたシステムを使用するようにしております。次に、2、予約乗合タクシーの運行区域につきましては、資料の3ページに記載しております区域のうち飯塚地区、立岩地区並びに菰田地区の3地区を除きました8地区というふうにしております。なお、鎮西地区と飯塚市立病院との間、また飯塚東地区と越智外科との間の移動はできるようにしております。次に、3、コミュニティバスの運行ルートにつきましては資料の4から6ページのとおり穎田地区、庄内地区、筑穂地区からの3ルートというふうにしております。次に、4の予約乗合タクシーの乗降場につきましては、自宅や施設付近の安全な車両の運行、または乗降が確保できる場所というふうにしてしております。5の運賃につきましては予約乗合いタクシーを300円、コミュニティバスを200円としております。なお小学生以下については無料としております。定期券及び乗り継ぎ券につきましては、廃止いたしまして回数券につきましては1枚100円のを13枚綴りで1,000円で販売するようにしております。次に6、運行日、これにつきましては現在と同様に平日のみとしております。運行時間につきましては予約乗合タクシーは8時から17時、コミュニティバスは8時30分から16時30分までとしております。7、予約乗合タクシーの予約受け付け管理につきましては、受付日につきましては予約乗合タクシーの運行日とし予約受付時間につきましては予約乗合タクシーの利用予定日の1週間前から利用当日の1時間前まで。予約受け付け時間につきましては、7時30分から16時30分とし8時から9時までの利用の予約受け付けにつきましては、利用希望日の前日の受付終了時間まで。予約可能な件数は4件までとしております。なお、代理人によります予

約につきましては受け付けるようにしております。8番、予約乗合タクシーの利用者につきましては誰でも利用できるように制限を行わないというふうにしております。以上、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

いま報告を受けました2番のところです、鎮西地区と飯塚市立病院との間、また飯塚東地区と越智外科との間の移動はできるものとする、こういった文言が入っていますけれど、こういった例外といたしますか、こういったものを設けた理由を教えてください。

総合政策課長

今の点につきましては、その地域には外科の病院がないということでございますので、その点のみ移動できるようにしております。

永末委員

別の点についてご質問します。コミュニティバスの運行ルートについてなんですが、穂波庁舎におけるコミュニティバスの停車について特にお尋ねしたいんですけども、コミュニティバスの停留所はどのような考え方でそもそも設定されておるのでしょうか。

総合政策課長

来年度のコミュニティバスの運行計画では地区内の医療・商業あるいは公共施設へ移動される場合は予約乗合タクシーを利用させていただくと。また、地区間の移動とか、あるいは地区外の大規模な医療施設、商業施設の移動についてはコミュニティバスを利用させていただくという併用方式を考えておるところでございます。コミュニティバス、このバス停留所につきましては地区間の移動を行うため各地区の移動拠点、各地区の拠点に設定するように心がけておりますとともに、コミュニティバスの運行便数、これを十分確保できるように停留所数も最小限度に押さえ、かつ予約乗合タクシーの運行も考慮した中で設定をしているところでございます。

永末委員

停留所数も最小限、最少程度に抑えます、タクシーの運行も考慮した中ということですけど、その場所の決定というのは協議会のほうになるのでしょうか。

総合政策課長

前回の協議会の中で一応調整をしていただいております。

永末委員

では穂波庁舎の話題に戻りますけれども、穂波庁舎は穂波地区の拠点であると思うんですけどもバスの停留所は設定されていないですね。この穂波庁舎においてこういった理由でバスの停留所が設定されていないのでしょうか、お示してください。

総合政策課長

穂波地区では市立病院、あるいは済生会病院等の医療施設、またイオン穂波店などの商業施設、穂波福祉総合センター等の公共施設が非常に充足していることから、地区外への移動は少ない。このため地区内の方はコミュニティバスを利用しなくても予約乗合タクシーのみで各施設への移動ができる状態にあると考えられます。また飯塚地区への移動につきましても、西鉄バスの移動が可能な状況であるというふうに判断しまして、穂波庁舎においてはコミュニティバスの停留所の設置を予定していない状況でございます。

永末委員

支所や公民館などの公共施設についてはその地区内の方が利用されていると思うんですけども、地区外の方も利用されているところはないのでしょうか。

総合政策課長

支所とか公民館の利用につきましては、その地区内の方が大半を占めてらっしゃるというふう

うには思われますけれども、穂波庁舎につきましては菰田地区からの利用者もいらっしゃるというふうには聞き及んでおります。

永末委員

穂波庁舎におけるバスの停留所の設置については飯塚市地域公共交通協議会においてご意見・ご要望等はなかったのでしょうか。

総合政策課長

地域公共交通協議会の下部組織であります幹事会、この協議の中で委員のほうから穂波庁舎でのバス停設置についてご意見・ご要望をいただいております。また協議会開催の後でございますが、協議会当日に欠席されておりました委員のほうから同じような趣旨、穂波庁舎へのバス停の設置というようなご要望がっております。

永末委員

実際そういった形でご要望がっておるということですので、そのあたりの部分も含めながら検討していただきたいと思っております。これから運行ダイヤ等を策定するというふうには聞き及んでおるんですけれども、穂波庁舎にコミュニティバスを停車させるということは難しいのでしょうか。

総合政策課長

先ほど申しましたように菰田地区におきましては、さきの協議会において予約乗合タクシーの運行は行わないというふうにしております。しかし、菰田地区の方が穂波庁舎をご利用になっているという状況もございますので、また支所等の公共施設への交通機関は確保する必要があるかというふうにも考えてもおります。現在、運行ダイヤの編成を行っているところでございますが、質問者、あるいは自治会長からのご要望等につきましてその状況踏まえた中で再度検討してまいりたいというふうにも考えております。

永末委員

あと1点ご質問させていただきます。コミュニティバスの運行业務事業者についてなんですが、コミュニティバス及び予約乗合タクシーの運行はどのような事業者へ委託するようになっておるのでしょうか。

総合政策課長

運行业務事業者の件でございますが、現在はコミュニティバスの運行业務事業者につきましては道路運送法の4条、これの乗合旅客運送の事業者及び期限内にその資格を取得する予定の事業者から競争入札によりまして選定をしているところでございます。今後のコミュニティバス及び予約乗合タクシーの事業者の選考につきましては、現在検討段階でございますが、運行計画実施に必要な、先ほど申しました道路運送法第4条、この許可を取得している、もしくは取得できる事業者から選定するようなことになるかというふうにも考えております。また、使用する車両につきましては事業者のほうでご用意していただきたいというふうにも考えております。詳細につきましては今後地域公共交通協議会の中で決定をしていきたいというふうにも考えております。

永末委員

今のご回答で現在は競争入札ということですが、今後につきましては協議会のほうで詳細を決定していくということですが、その入札になるかどうかという部分もこれからということなんでしょうか。

総合政策課長

それも含めて検討していきたいというふうにも考えております。

永末委員

コミュニティバスは3路線ですね、いま。予約乗合タクシーは8区画を運行するという計画になっておりますが、業務はどのように発注するようになっておるのでしょうか。各路線、各

地区で1業者ずつ、例えば選考するといいますが、そういった形になるのでしょうか。

総合政策課長

発注の方法でございますが、これについてもいま申しましたように地域公共交通協議会の中で検討して参る予定でございますが、予約乗合タクシー、これにつきましては利用状況とか、あるいは地区の面積等が異なっておりますため1つの地区に複数の事業者の方が運行する場合、あるいは1つの事業者の方が複数地区を運行していただく場合ということも想定されます。したがって、地区ごとに発注方法の検討を行ってまいりたいというふうには考えております。また、コミュニティバスにつきましては3路線と計画をしておりますので、この3路線を一括発注するのがいいのか、あるいは路線ごとに発注するのがいいのかということにつきましても検討を行っているところでございます。

永末委員

平成24年度のコミュニティバスの運行計画では民間バス及びタクシー事業者の影響があると考えられますが、このことについてはどのように考えていますでしょうか。

総合政策課長

民間への影響ということでございます。かつてもちょっと報告をさせていただいたかと思いますが、この予約乗合タクシーの運行地区については本市の中心部において民間事業者に与える影響が非常に大きいというため、運行を控えてほしいというようなご意見・ご要望が上がっております。他の地区につきましても、程度は不明確でございますが、何らかの影響があるものというふうには考えております。地域公共交通協議会ではバス及びタクシー事業者の代表者の方にも委員を務めていただいておりますので双方の事業者からのご意見・ご要望は十分に留意した上で協議を進めていっておりますので、関係者の方々にはご理解はいただいているものというふうには考えております。

永末委員

本日の報告で運行計画の主な事項について説明を聞きましたが、これからの運行計画の実施に向けた協議作業においてはこういった課題や問題点があると把握されておりますでしょうか。

総合政策課長

これからの課題といたしまして、まず民間バスあるいはタクシー事業者への配慮とか調整、そういったもの。また業務委託事業者の選考方法等が課題であるというふうにとらえております。コミュニティバスにつきましては、国のガイドラインにも示されておりますが民間路線バスなどの公共交通機関、これを補完する交通機関としての位置づけというのがございます。新たな運行計画によりまして民間及びタクシー事業者にダメージを与えるというようなこと、またそれによって事業の縮小とか、あるいは撤退、バスで申しますと路線の削減とか廃止が増加するのではないかとといったそういう懸念に対しての配慮とか対応も必要かというふうには考えております。また運行業務等の外部委託につきましては、業務委託の発注方法や事業者の選考、これにおきまして地場産業育成といったような観点も含めながら検討を行う必要があるのではないかと考えております。

永末委員

予約乗合タクシーやコミュニティバスの運行業務においては業務委託を地区ごとや路線ごとに分割して市内の事業者に発注するなど地場産業育成の配慮を検討して良いのではないかと思います。これからの協議の中でそういうような方法も検討していただくように要望したいと思います。よろしく申し上げます。

宮嶋委員

予約乗合タクシーのいわゆる中枢であります受付のセンター、これは8地区すべて同じ箇所で行われるのか、どの場所にこのセンターを作ろうとされているのかお尋ねします。

総合政策課長

質問者おっしゃいますように受付につきましては、1カ所で行うようにしております。また場所あるいは委託先につきましては今後いま検討しておるところでございます。

宮嶋委員

そういうのを専門にされている業者というのが今のところあるんですか。

総合政策課長

現在、色々調査をしておりますが、市内には特にその専門業者といった方はいらっしゃらない状況でございます。

宮嶋委員

地図自体は登録しておけば、パソコンからパッと出てきますけれどもお年寄りとのやりとりの中で、その地域が分ってある方じゃないとね、なかなかスムーズに行かないと思うんですよ。ぜひ早くきちっと決めて、できれば地元の方の雇用で、会社がどういう所があるのかはちょっと分りませんが、ぜひ地元雇用でやっていただきたいなと思います。どの位の人員を想定してあるんでしょうかね。

総合政策課長

オペレーターにつきましては4名をいま予定をしております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市中心市街地活性化基本計画(案)について」、報告を求めます。

中心市街地活性化推進課長

中心市街地活性化基本計画につきましては、来年1月に総理大臣認定申請を行うべく、内閣府と協議を重ねております。内閣府の担当者からは、基本計画の記載内容、特に統計的なデータの把握・分析、住民ニーズの抽出と事業への反映、過去の取り組みの反省に立った計画の効果的な実施の観点から再度、見直しを行うように細かく指摘を受け修正を行っております。本日、計画案として提出しておりますが、今後とも内閣府との協議は継続しますので、若干の修正を行ったうえで計画を決定していくことをご理解いただきますようお願いいたします。それでは、基本計画案の概要を説明いたします。

資料1の基本計画案の目次をご覧いただきたいと思います。この計画は12章で構成されておりまして、6月に報告しました素案から変更はありません。1ページから80ページまでは、本市の概要、中心市街地の現状分析、81ページから基本方針を記載しております。85ページをお開き願いたいと思います。中心市街地活性化に向けたコンセプトは、「子どもの笑顔、高齢者のなごみ、おもてなしの心が育む コミュニケーションタウン」、基本方針につきましては、「人が集い、交流する憩いの場づくり」と「地域コミュニティを育み、誰もが住みやすい中心拠点づくり」としてありまして、(「ページが違う」という声あり)

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:42

再 開 11:43

委員会を再開いたします。

中心市街地活性化推進課長

大変申し訳ございません。87ページをお開き願いたいと思います。中心市街地活性化に向けたコンセプトにつきましては、「子どもの笑顔、高齢者のなごみ、おもてなしの心が育む コミュニケーションタウン」、基本方針につきましては、「人が集い、交流する憩いの場づくり」と「地域コミュニティを育み、誰もが住みやすい中心拠点づくり」としてありまして、本

年6月に報告した内容と変更はありません。89ページをお願いします。中心市街地の位置及び区域でございますが、飯塚地区および新飯塚地区の99.6haとしております。これは前回の委員会でご報告しましたように、菰田地区につきましては外しております。

99ページをお願いします。「中心市街地の活性化の目標」であります。先程説明しました基本方針に対応した目標を「賑わいと憩いのあるまち」と「笑顔で暮らせるまち」に設定しております。100ページをお願いします。ここではそれぞれの目標に対応した指標を設定しております。また、「賑わいと憩いのあるまち」では中心市街地の歩行者通行量、「笑顔で暮らせるまち」では中心市街地の居住人口を目標数値に掲げておるところでございます。なお、具体的な数値目標については、101ページ以降に掲げておりますけれども、現在内閣府とこの積算方法について最終協議を行っております。それで若干変わってきておりますので、具体的な数字の説明については省略させていただきたいと思っております。

次に、112ページ以降につきまして活性化事業の掲載をいたしております。活性化事業につきましては、現在13のハード事業と22のソフト事業がございます。分かりやすいように資料2として別紙でまとめております。11月14日に各事業の進捗状況を報告しておりますので、事業内容に変更があったものを資料2のほうで説明させていただきたいと思っております。

11ページをお願いします。5の中心市街地歩行者空間整備事業で、実施個所を従来は新飯塚地区と嘉穂劇場前面道路の2路線、12ページに実施個所を掲げておりますけれども、及びとしておりましたが、今後、5年間で改修等が必要となる道路、現在でも歩行に支障をきたしている歩道は極力改修するということから、10路線を増やしております。この位置図につきましては、先程の基本計画案の最終ページに位置図をつけておりますので、詳細な説明につきましては省略させていただきたいと思っております。14ページをお願いします。括弧4の戦略的逸品店舗誘致事業ですが、商業活性化事業の一つとして、消費者ニーズに即した集客力、特色や魅力のある店舗を空き店舗を改修するなどして誘致しようとするものです。15ページをお願いします。括弧5の街なかギャラリーについては、飯塚・井筒屋サロンとの連携事業として中心市街地の歴史や商店街の変遷に理解を深め、愛着を育むような空間づくりを行うものでございまして、現在、井筒屋さんと協議を重ねておるところでございます。括弧6の商・住一体コミュニティ形成モデル事業は、飯塚本町東地区整備事業後の商業者と居住者等のコミュニティを促進する各種事業を実施しようとするものです。16ページ、右側でございます。9のタウンマネージャーの設置については、ソフト事業の企画立案・事業実施における調整などを行い、商業の活性化を図ろうとするものであります。また、17ページの一番下に記載しておりますように、都市計画道路新飯塚・潤野線新設工事については、福岡県と協議して事業計画を立てる必要があることから、基本計画からは外し、街路事業として引き続き事業を検討することにしております。最後に、18ページ事業費でございます。総事業費は現在のところ104億1千万円、内訳としては、市の実質負担20億8千万円、国が45億2千万円、県が約5億6千万円、民間が32億5千万円となっております。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

中活のことで一般質問もさせていただきましたけれども、こちらの計画のほうで前回128億円だったのが今回104億円になって差し引き24億円ほど減っていますけれども、やはり金額としては、飯塚市としても20億円ぐらい負担するような形になっておりますので、大変大きなプロジェクトであるというふうに思っているんですが、例えば中心地のほうでこういった形でかなりお金をかけて立派な形になっていくと思うんですが、結局立派なものを作ってもどういった形で人を呼び込むかっていう部分がなければ、なかなか人も集まってこないと思うん

ですが、駐車場のこととか、例えばコミュニティバス、路線バス等との接続の方法とか、そういったところはどのように考えられておるのでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

駐車場につきましては利用しやすい駐車場、どういう形がいいのかということにつきまして、いま商業関係者の方と協議を重ねておるような状況でございます。バスにつきましても当初循環バスを計画しておりましたけれども、少し事業年度を遅らせましてコミュニティバスの、先ほど報告のありましたようなバスの運行等も見極めながらどういう方法がいいのか検討してまいりたいというふうに考えております。

永末委員

駐車場のことにつきましてですが、いま協議をされているということですが、もう少し具体的にどういった形で協議されていて、どういった形になっていきそうかという部分はお示しできないでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

中心市街地にかなりの駐車場がございますので、例えば共通ゲート、同じカードを使つての利用ができるとか、それとか商店街利用者への割引制度の充実とか、そういったことについて検討を始めさせていただいているという状況でございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

田中博文委員

このハード事業の中で、一般質問ときも出ていましたけれどもバスセンター跡地につけば開発関係である程度具体的な内容が出ていますけれども、本町の焼け跡に分譲マンションをとということで、事業主体がこの計画でいけば、飯塚市なりが行けば、ある程度具体的な進め方が分るんですけども、民間だとか第三者的なもののほうがなかなか決定されていないところでこの申請をなされるんですが、決定の読みも分らない中の1月の申請で、国はそのところは大丈夫なんですかね。申請で許可が出ても計画どおりに進まなかったときには取り消しになるとか、そんなことはあるんですか。

中心市街地活性化推進課長

内閣府のほうとは現在の進捗状況をきちっと報告いたしまして理解をいただいております。特に、居住ゾーンにつきましては市のほうで土地区画整理事業をやって土地をきれいにするというようなことで、市が大きく関わっておるというような記載の仕方をすれば民間デベロッパーの誘致につきましては、24年度、25年度になってもそれは仕方ないということで理解をいただいております。また現在、第3回目の関係者の意向調査も実施しております、ある程度の補償額、概算でございますけれどもそういったものを提示しながらどういうふうに今後再建なさるかとかいうふうなお話をさせていただいておりますし、将来的な不安がある部分につきましては、色々市のほうから情報提供しますというようなことで、事業を進めていくことにつきましてはご理解をいただいておりますという状況でございますので、実現に向けて今後も引き続き努力していきたいというふうに思っております。

委員長

課長、この中に書いてある計画が一部分だめになっても、認定されたあと取り消しにならんとかという質問だと思いますけど。

中心市街地活性化推進課長

失礼いたしました。もしこの計画で実施できないような状況になればこれに変わるような計画をきちっと立てて、活性化に結びつくように努力するという必要があると思っております。

田中博文委員

努力するというのはいいいんですけれども、言うように他のほうが変更になって当初の申請と

違う形になるじゃないですか。それでも、国が良いって判断があるのか。当然相手方があることですから、今すぐどうのこうのとは言わないですけれども、もし変更があった場合に変更もいいですよと、ただ24年、25年と経っていくうちに、どうもそれが無理だとなったときに、この全体の申請計画は一部できないという状況になったときにでも国はいいですよという判断をするのか。そこだけを教えてください。

中心市街地活性化推進課長

認定をいただいた後、変更が出ればまた変更申請という形で計画案をつくり直すといいますが、変更計画書をつくって認定をいただくという形になってまいりますので、当然活性化事業でその他の分が出てくればそういう手続きを踏んで内閣府のほうに認めていただくという手続になってまいります。

田中博文委員

それを国は認めてくれるということをいま確信して言ってあるんですか。そういう手続をしていかなきゃいけないの分りますけれども、ごろっと違う形になっていくと、それでも大丈夫なんですか。

中心市街地活性化推進課長

内容をですね、具体的なものが出てきましたときにきちっと内閣府の担当者の方と相談をしながら進めていくというやり方になっておりますので、当然変更申請を認めていただけるような形での計画づくりをやっていきたいと、もしそうなればですね。ということは考えております。現実、他の自治体におきまして、やはり計画の変更ということはたびたびなされておりました、やはり当初計画でちょっと少し変更するとかいうことは多々出ておるような状況はございます。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:56

再 開 11:57

委員会を再開いたします。

中心市街地活性化推進課長

この認定を受けますと、それが取り消しということにはなりません。5年間の期間の中で活性化に向けて努力をしていきなさいという状況になっておりますので、そういう事でご理解をお願いしたいと思います。

宮嶋委員

民間の部分がきちっと決まっていなくて1月に基本計画を出されるということ自体がおかしいんじゃないかと、いま決まっていて後から変更になる、いま変更になる話がありますが、いま決まっていて変更になるという部分を認めるか認めないという話はあるけれども、きちっと確固とした基本計画というのが何かまだ今だに決まっていらないんじゃないかなという思いがあるんですが、民間がどういうふうにやっていくかということら辺も含めて。そういう段階で基本計画というのを元々出していいのか、向こうがそういう基本計画で認可の対象にするのかどうか、論議をされるのかどうかということがちょっと疑わしいなという気がするんですけど。

中心市街地活性化推進課長

この活性化事業につきましては、やはり実施の可能性が高いといいますが、そういう確実性を求められております。現在、内閣府と打ち合わせをする中でも現在の進捗状況というのはきちっと報告した中で、確実性が今のところあるということできちっと認めていただいた上で、いま1月の申請に向けて協議を重ねておりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

宮嶋委員

民間にしても32億円からのお金がかかるわけですね。この辺の、飯塚市は20億円出す覚悟はできているんでしょうけど、この民間から32億円引き出すというのが、保証っていうか、そういうのではないような気がするんですけど。そこら辺の詰めた協議がまだ全然やっていない段階で1月に申請できるのでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

民間の投資につきましては、例えば火災跡地の分譲マンションとかそういったところでありますけれども、これにつきましては県内のデベロッパーを対象に意向調査を実施しまして、6社ほど参画の意向を示していただいているとかいうこともございますし、西鉄バスセンターの上層階につきましては、西鉄さんのほうで分譲マンション事業を展開するという前提で、いま地権者間で協議がなされておりますので、そういったことで確実性を持った中での申請に向けて努力していくということでやっておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

1点だけなんですけれど、1月に申請してそれがおりて来るのは大体いつぐらいになってくるのでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

3月の予定でございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願ひます。

次に、「庁舎問題検討委員会中間報告について」、報告を求めます。

総務課長

先の一般質問と重複いたしますが、庁舎問題につきまして、前回の総務委員会において報告させていただいておりましたとおり、11月8日の検討委員会におきまして方向性については「建替えが望ましい」という結論が出ております。これを受けまして、11月15日に庁舎問題検討委員会委員長より正式に市長への中間報告がされておりますのでご報告させていただきます。資料が重複しますけれどもお配りしております。事前にお配りさせていただいておりますので、ご存じと思ひますけれども改めて説明させていただきます。

庁舎問題検討委員会は、8月29日発足し、11月8日までに3回開催されております。その中で配布資料のとおりのような中間報告書でございます。概略について説明させていただきます。資料の4ページから6ページにかけて現庁舎の問題点を記載しております。3では建設のコストの比較を記載しております。次の7ページには建替えもしくは改修のメリット・デメリットの比較表でございます。白丸がメリット、黒丸がデメリットというような区分けで表記をしております。8ページの4に記載のとおり、建替えが望ましいという結論の理由といたしまして、(ア)で耐震基準、老朽化から、大規模改修工事に多額の費用がかかること。(イ)で大規模改修を行っても狭隘等の根本的な問題解決にはつながらないこと。(ウ)で改修を行っても20年程度しか延命出来ないことから、合併特例債が活用できる期間に建替えることが財政的にも有利であるというような理由から、本庁舎については建替えが望ましいという結論での報告でございます。9ページ以降につきましては資料でございます。9ページから11ページにかけて、現庁舎の概要。12ページから13ページにかけて、大規模改修と建替えに要する費用及び財源の比較の資料を添付しております。今後は、現在実施しております「市民アンケート」の結果等を踏まえましてご審議いただき、最終答申を行っていただく

予定といたしております。事前にお配りさせていただいておりましたので、内容の詳細説明については省略させていただきます。以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成23年度飯塚市職員採用試験合格者の決定について」、報告を求めます。

人事課長

それでは、平成23年度の職員採用試験の結果につきまして報告をさせていただきます。まず、お手元に配布させていただいておりますA4一枚紙で状況を説明させていただきたいと思っております。表の左から試験区分、採用予定者数、性別、申込者数、受験者数、第1次合格者、第2次合格者、最終倍率の順に記載をさせていただきます。

本年度の試験につきましては、先の委員会でもご報告させていただいておりますとおり9月18日に第1次試験を実施いたしまして、10月14日に資料のとおり試験区分に従いまして41名の第1次合格者を発表させていただいております。その後、11月2日、12日に第2次試験を実施いたしまして資料の第2次合格者の欄でございます、右のほうでございますけれどもこちらのほうに記載のとおり行政事務上級4名、行政事務初級1名、土木から化学職まで各1名、下のほうになります。保育士2名、保健師3名、合計で16名の最終合格者として決定いたしまして選考規則の規定に基づき平成24年度飯塚市職員採用候補者名簿に登載をいたすとともに、同日付けによりまして第2次試験受験者全員に対しまして、合否結果を郵送により通知をさせていただいております。最終の合格倍率につきましては、表の一番右の欄でございますけれども、行政上級が3.2倍、行政事務初級が3.3倍、以下表のとおりになっておりまして一番下の欄でございますが、全体で15.9倍となっております。なお、昨年につきましては試験区分が若干異なりますけれども、全体といたしまして18.3倍という結果でございました。以上をもちまして簡単でございますが、平成23年度の採用試験実施状況について報告を終わらせていただきます。

委員長

人事課長すみません。土木の上級についてちょっと説明をしてください。

人事課長

資料のほうをご覧いただきたいと思います。上から3段目、土木の上級というところがございまして。こちらにつきましては採用予定数を3名ということで募集を行いまして、受験者申し込みが16名ございましたが、1次試験の受験者といたしましては4名が受験されております。その結果、1次合格者といたしましては3名予定数に対しまして3名を合格発表してございましたところでございますが、第2次合格者は1名となっております。この分につきましては第1次合格者3名のうち受験されたのが1名でございまして、この1名については基準をクリアしていたということで1名の採用となっております。

委員長

ありがとうございます。報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「損害賠償等請求住民訴訟、住民訴訟控訴事件の報告について」、報告を求めます。

管財課長

「損害賠償等請求住民訴訟、住民訴訟控訴事件の報告について」ご報告いたします。本年3月1日開催の総務委員会において報告してございました旧庄内町の町有地売却に係る損害賠償等請求住民訴訟、住民訴訟控訴事件の判決について、これは、控訴はいずれも棄却するといっ

た内容の判決でございますが、これを不服として同年3月1日付で最高裁判所に対し上告受理申立てが行われておりましたが、同年11月29日最高裁判所第三小法廷において決定が出ましたのでご報告いたします。判決内容は裁判官全員一致の意見での決定として、主文として1、本件を上告審として受理しない。2、申立費用は申立人らの負担とするものであり、その理由として本件申立ての理由によれば、本件は、民事訴訟法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとしております。この判決によりまして、この事件につきましては終結いたしました。以上、簡単でございますが報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。